

聖泉人文・社会学会会則

第1条(名称) 本会は聖泉人文・社会学会(The Seisen Junior College Society of Humanities and Social Sciences)と称し、事務局を聖隷学園聖泉短期大学(以下、聖泉短期大学と略称する)内に置く。

第2条(目的) 本会は人文科学、社会科学の分野における研究を行い、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。ただし、自然科学分野の研究をも含むことができる。

第3条(事業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 機関紙「聖隷学園聖泉短期大学人文・社会科学論集」(The Seisen Journal of Humanities and Social Sciences)の刊行及び配布。
2. 研究諸成果の公刊。
3. 研究発表会及び講演会の開催。
4. 共同の研究並びに調査。
5. 聖泉短期大学生が行う研究の助成。
6. 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

第4条(会員構成) 本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員 聖泉短期大学専任教員。
2. 特別会員 元会員、及び聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者。
その他正会員が推薦し、総会で承認されたもの。
3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し支持する個人または団体。
4. 学生会員 聖泉短期大学在籍の学生。

第5条(役員)

1. 本会に会長1名、委員若干名(うち1名は会計委員)を置く。委員は委員会を構成する。会長および委員の任期は2年とする。
2. 委員会は研究発表会の開催、機関紙の編集、その他の事業の推進の任にあたる。

第6条(総会) 総会は本会の最高機関とする。

1. 総会は年1回開催し、役員を選出、予算、決算、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
2. 会長がその必要を認めたとき、または正会員5名以上の要請があるとき、会長は臨時総会を招集することができる。
3. 総会の定足数は正会員の3分の2以上とする。

第7条(会費) 本会の経費は、会員の会費、大学よりの助成金、その他の収入をもって充てる。会費は次の通りとする。

1. 正会員 年額 5,000円
2. 特別会員 年額 5,000円
3. 学生会員 年額 1,500円

第8条(会計年度) 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日にいたる期間とする。

(附則) 本会則は昭和61年4月1日よりこれを実施する。